震災で被害に遭われた方の町・県民税と国保税の減免

9月30日までに申請を

町では、東日本大震災で被害を受けた方に対する町・県民税および国民健康保険税の減免申請を受け付けています。減免の対象となる人・世帯と減免割合は左表のとおりです。申請期限は9月30日までとなっていますので、対象となる方は忘れずに申請してください。

なお、税額を決定する際、住宅に被害を受けるなど減免対象であることが明らかな人や世帯である場合については、あらかじめ減免後の税額で通知しています。

ただし、事業収入の大幅な減少による減免を受けるためには本年の収入見込みについて申告していただく必要がありますので、参考となる資料と納税通知書、印鑑を持参して、町税務課窓口で申請してください。また、住宅が損害を受けた場合など減免対象と思われる人・世帯で、減免がされていない場合も、同様に申請をお願いします。

◆申請先・問い合わせ　町税務課町民税係（☎82－3111内線111・112）へ。

◆町・県民税の減免の対象と減免割合

減免の対象となる場合	減免される税額
居住する住宅が全壊の損害を受けた場合	前年の所得が500万円以下…全額 〃　750万円以下…2分の1 〃　750万円超1000万円以下…4分の1
居住する住宅が半壊または大規模半壊の損害を受けた場合	前年の所得が500万円以下…2分の1 〃　750万円以下…4分の1 〃　750万円超1000万円以下…8分の1
死亡した場合	全額
本年の事業収入などが大幅に減少する場合	減少割合や前年の所得に応じて減免されます

◆国民健康保険税の減免の対象と減免割合

減免の対象となる場合	減免される税額
主たる生計維持者の居住する住宅が全壊の損害を受けた場合	全額
主たる生計維持者の居住する住宅が半壊または大規模半壊の損害を受けた場合	2分の1
主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合	全額
主たる生計維持者の本年の事業収入などが大幅に減少する場合	減少割合や前年の所得に応じて減免されます

子育て世帯をサポート

三人乗り自転車を貸し出します

町では、子育て世帯への支援を目的として、安全基準を満たした電動アシスト付きの三人乗り自転車を無料で貸し出します。

▽貸出台数　5台
▽利用資格　町内に住所があり、▼満1歳以上6歳未満の幼児を2人以上養育している▼自転車の適切な駐輪場所を確保できる▼町が定める利用条件を順守できる――人
▽利用期間　6カ月以内
▽申し込み方法　町健康福祉課に備え付けの利用申込書に必要事項を記入してお申し込みください。申込者が多数の場合は抽選により利用者を決定します。
▽申込期間　9月15日～22日

◆申込先・問い合わせ　町健康福祉課児童福祉係（☎82－3113）へどうぞ。

ジャズシンガー

綾戸智恵コンサート

◇日時　10月9日（日）
午後2時開場／午後2時半開演
◇場所　**町中央公民館大ホール**
◇入場料　無料（入場券が必要です）
◇入場券配布場所　町中央公民館、山田町商工会、山田町観光協会（道の駅やまだ内）
◇入場券配布時間　午前8時半～午後5時
※土・日曜日、祝日を除く。1人2枚までで、無くなり次第終了となります。

◆問い合わせ　町中央公民館（☎82－3212）へ。